

平成 25 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会	6 月 18 日	開 会
	6 月 21 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 25 年 6 月 18 日（火曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成25年第6回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成25年6月18日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹兼 財政課長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 高橋一清君

事務局職員出席者

事務局長 阿部敏克
主幹兼総務係長 三浦勝美
兼議事調査係長

議事日程 第1号

平成25年6月18日(火曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 行政報告
 - 第5 陳情6の1 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情書について
 - 第6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

本日より第6回定例会でございます。本日より梅雨に入りましたので、皆さん、体調に万全気をつけていただきまして、復興にご尽力を願いたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から6月25日まで8日間とし、うち休会を22日、23日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、町が出資する法人（一般社団法人南三陸町観光協会）の経営状況を説明する書類1件が提出され、これを受理しております。

ここで、暫時休憩をいたします。

町が出資する法人（一般社団法人南三陸町観光協会）の経営状況を説明する書類について、伺いたいところがあれば伺ってください。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

次に、一般質問は、大瀧りう子君、星 喜美男君、高橋兼次君、千葉伸孝君、鈴木春光君、菅原辰雄君、山内昇一君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま、事務局をして調査日程から調査内容について報告のあったとおりでございますけれども、まずもって串本町では、既に東海、東南海あるいは南海3連動型を想定した高台移転の事業を実施しているということが言えます。

例えば、防災センターとか、そうした指令をする施設、そういったものをまずもってやっているということから、結びとして掲げておりますけれども、当町におきましても今後復興計画においては、中心部の学校等々については給食センターの建設をすとか、あるいは消防署等防災センターは即座に高台移転をしてつくってもらうとか、あるいは災害で一番命をつないだといえますか、水の耐震性貯水槽といえますか、そういったものをつくるとか、やっぱりそういうものを早めて、つまり防災の充実を図るということで、あるいは救急車、あるいは財産等々について未然に防げるようにする。しかも、20メートル以上の被災地がたくさんありましたから、そういうところを勘案した施設、社会公共施設といえますか、そういつ

たものをつくるべきじゃないかなと。

そして、東日本大震災の教訓を生かした、二度とこのような人命あるいは財産の被害を引き起こさないための対応策としてやるべきであろうというようなことが結論づけられましたので、ひとつそういうことを心にしながら、新防災都市としての宣言ができる町を期待して結びといたしたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ただいま事務局をして朗読説明をしていただいたとおりであります、結びを私から報告させていただきます。なお、上段を割愛させていただきます、10行目よりの報告とさせていただきます。

水産業に携わる町民の安定した生活を揺るぎないものとするには、高価格の維持が重要である。そのためには、高度な販売システム構築と生産技術の向上による品質の強化が求められ、それを実現するためのすぐれたアイデアが必要不可欠である。産業再生に向けて強力な持続的支援と積極的な指導が行政に求められる。

観光については、大震災より2年が過ぎ、復旧・復興に向けてようやく形の見える状態となってきている。

今、町には多くの人たちが来町しているが、この姿を継続するためには新たな戦略が必要であり、将来の観光産業を見据えた事業展開が求められる。

大震災以前のような教育旅行を確保するにしても、緊急雇用の期限による人材の確保、さらには行政では踏み込めない営利の部分もあり難しくなっている。このようなときこそ、継続的な観光産業を確立しなければならず、地域資源の連携がより不可欠と言える。

復旧・復興に合わせ漁業体験、農業体験など四季型観光により農漁業が発展すれば観光産業も発展、観光産業が発展すれば農漁業も発展というような産業と観光が連携し発展するスタ

イルが望ましい。

大震災を風化させないためにも、教育旅行などを受け入れ、地域資源を活用した体験プログラムにかかわる人材の育成、人的ネットワークの再構築の早期着手が必要である。

以上でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。

- 8番（菅原辰雄君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございます。

13ページをお開きください。結びを朗読いたします。

家庭から出る廃油を石けんにかえ、燃料のBDF、バイオディーゼル燃料ですけれども、それをつくり、さらに休耕田を利用した菜の花を栽培し、観光と菜種油の利用促進、もみ殻薫炭利用など循環型環境保全の取り組みが長い年月、たゆまなく行われている。

このように、琵琶湖の赤潮から始まり、住民主体の環境に対する意識改革は町を動かし、運動を支え、確実に成果を上げている。

愛東町から始まった運動が周辺の市町村を動かし、現在は東近江市の事業としてさらに広まり、今後は琵琶湖を囲む全ての市町村が取り組むことになれば、今以上の循環型リサイクルシステムの成果が期待でき、住民個々の環境問題に対する意識の高さが未来に向けての環境保全に役立ち、後世に継承されることにつながると思う。

現況として東近江市の下水道普及率も96%になり、定期的に検査をしている琵琶湖の水質もよくなっていると報告されている。地球温暖化が叫ばれる今こそ、東近江市での取り組みは世界に発信できる環境モデルの拠点であり、このような取り組みは学ぶところが大きく、当町としても今後の町づくりの中で、その研究、実践を検討すべきである。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす

発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） ただいま事務局をして報告をいたしたとおりでございます。

第3回、第4回、第5回の臨時会並びに第6回の定例会における議会運営につきまして、議長の諮問によりまして調査検討したところでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が報告したとおりでございます。

3月定例会の審議状況を議会だよりNo.29号によって住民に周知したところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。
- 15番（西條栄福君） ただいま事務局の朗読のとおりであります。この庄内町の調査につきましては、現在の南三陸町の復旧・復興、そして課題などを映像などを使い説明させていただきました。それにつきまして、庄内町の議会からは今何の支援が必要かなどを話し合ったものであります。よろしく願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。
- これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

- 議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第5回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、三陸沿岸道路「登米志津川道路」の開通時期について、ご報告させていただきます。

今月14日、国土交通省東北地方整備局から平成25年度予算を踏まえた道路事業の見通しが公表され、その中で三陸沿岸道路「登米志津川道路」の開通時期が平成27年度と発表されました。

三陸沿岸道路は、東日本大震災の復興に向けたリーディングプロジェクトであり、今回、本道路の開通時期が具体的に示されたことは、本町の復興を強力に後押しし、今後の復興関連事業のスピードアップにつながるものと期待いたしております。震災後の多くの課題が山積する状況にありながら、短期間に開通見通しを公表できるまで事業推進にご尽力を賜りました関係者の皆様に、心から感謝と敬意を表すところであります。今後は、計画どおり事業が進捗し、一日も早い供用の開始を願うものであります。

町としては、引き続き「命の道」「復興の道」である三陸沿岸道路の早期の全線開通に向けた要望活動等を展開してまいり所存ですので、今後におきましても、町議会を初めとした関

係機関等の皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます次第であります。

次に、自立支援給付費の返還請求の事案についてご報告申し上げます。

現在、株式会社エコライフ（本社仙台市）に対し、南三陸町が支払いした自立支援給付費の町負担分に加算返還分を含めた349万9,941円の返還金の請求手続を行っております。

この自立支援給付費返還請求につきましては、仙台市が平成25年5月2日に「就労支援センターバンビの杜」に対し、指定障害福祉サービス事業者の指定の取り消し処分を行ったことに起因するものであります。

指定取り消し処分の理由は、監督機関である仙台市が平成25年3月に実施した株式会社エコライフへの立ち入り検査により、当該事業所からの事業所定申請に係る事業管理者及びサービス管理責任者の勤務実績が全くないこと、申請に添付した管理者の実務経験証明書を偽造して提出するなどの不正行為が発覚したことによるものです。

本町の利用者が、平成22年9月から平成23年10月までの間に、当該事業所のサービスを利用したことに伴う本町への自立支援給付費の請求が不正受給に該当することから、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、自立支援給付費の本町支払金に加算分100分の40を加えて、平成25年6月5日付で返還金の請求を行ったものであります。

なお、新聞報道等でご承知のとおり、仙台市においても本町と同様に返還請求を行っているとのことであります。

次に、歌津地区交通死亡事故ゼロ10年の達成についてご報告申し上げます。

本町歌津地区におきましては、平成15年6月15日に地区内県道で発生した交通死亡事故を最後に、この6月15日をもって地区内交通死亡事故ゼロ10年間の記録を達成したところです。

県内旧自治体ごとの記録といたしますと、石巻市の北上地区及び雄勝地区がそれぞれ4,000日を超える記録を有し、本町歌津地区はこれらに続く第3位の記録となるもので、きのう、宮城県警本部長から町宛てに感謝状の贈呈がなされました。

この記録は、警察、交通安全協会といった関係機関のご尽力はもとより、まさに歌津地区住民の方々の交通安全意識の高さによるものと考えるところであります。

今後、安全・安心なまちづくりを継続して進めていく上では、志津川地区をも含め、交通死亡事故ゼロの日が長く継続し、この記録が4,000日、5,000日と達成されるよう関係機関の皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 6番議員が退席しております。

暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時33分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番山内孝樹君が着席しております。

以上で行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 陳情6の1 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択を
求める陳情書について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、陳情6の1 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情6の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情6の1については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情6の1を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第6 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第6、一般質問を行います。

通告1番大瀧りう子君。質問件名、1、障害者総合支援法の具体的対策は。2、仮設住宅住民の健康維持に具体的方策は。3、非核平和行政に条例を。以上3件について、一問一答方式による大瀧りう子君の登壇、発言を許します。10番大瀧りう子君。

〔10番 大瀧りう子 登壇〕

○10番（大瀧りう子君） 議長の許可を得ましたので、一般質問3件を行いたいと思います。

登壇発言は、1件目の障害者総合支援法の具体的対策はであります。

障害者自立支援法は、憲法違反だと訴えた障害者訴訟団と3年前に基本合意した障害者自立支援法は、残念なことに国は若干の手直しをして、4月1日に障害者総合支援法として成立しました。障害者が総意としてまとめた骨格提言は受け入れられていません。障害者を傷つけた尊厳はそのまま、障害者負担も応益負担のままであります。

今回、本町でも第2期障害者計画、第3期障害者福祉計画が提出されました。障害者総合支援法としての具体的な対策と、本町での役割を伺うものであります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧りう子議員の1件目のご質問でございます。障害者総合支援法の具体的な対策について、お答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、国においては障害者支援法違憲訴訟原告団等との基本合意が平成22年に交わされ、さらに障害者総合支援法が本年4月1日より施行されてございます。

主な改正点といたしましては、制度の谷間を埋めるという点で、障害者への範囲に難病患者が加わっております。また、障害者に対する支援の拡充として、重度訪問介護の対象拡大やケアホーム、グループホームの一元化などが挙げられます。さらには、サービス基盤の計画的整備として、障害福祉計画などの策定にニーズ調査の実施や自立支援協議会の参画が盛り込まれております。

まず、改正前の障害者自立支援法に至るまでの障害者負担の変遷につきましては、国が全額

負担する措置費制度の時代や応能負担の支援費制度の時代と、障害者とその家族の負担に影響を与えてまいりました。

平成18年4月から施行されました障害者自立支援法につきましては、応益負担と改められ、障害者サービス事業者に大きな負担を求める結果となりました。平成19年以降は幾度となく応益負担に軽減措置が講じられ、負担上限額が低く設けられております。

本町における本年4月の利用者負担の状況につきましては、通所系サービス等が延べ利用者79人中、利用者負担が発生している方が1人となっております。居住系サービスでは、延べ利用者49人中、利用者負担は発生している方はございません。また、食費、高熱水費の負担は、障害年金などの収入を考慮し一定程度となるよう軽減措置が講じられており、適法に給付を行っているところであります。

次に、主な改正点の1つ、難病患者の障害者への範囲拡大につきましては、障害者サービスを受けるに至る方が当町には現在おりませんが、難病患者への通院費助成の拡充など、今年度より講じております。障害者支援の拡充につきましては、社会資源が不足しておりまして、町全体でのサービス利用者数84人中54人が町外でサービスを受けております。町では、サービス事業者が当町で事業を展開できるように支援を行っていきたいと考えております。

もう一つの改正点の障害者計画についてであります。本年3月に第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画を策定いたしました。これにつきましても、法律改正に盛り込まれておりますニーズ調査の実施や自立支援協議会の計画作成の参画協力をいただきながら作成をしております。

今後は、この計画を順次実行に移していきたいと考えております。障害のある人が自分らしく暮らせる町、地域の人々とともに生き、支え合う町づくりを今後も目指してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今回の障害者総合支援の中に若干の手直しがあるということで、町長が今答弁されたとおりであります。障害者の範囲の中に難病が加わった事業であります。

今、町長がおっしゃいますには、難病もここは今ないという話であります。私はどうしてないのかなと不思議でなりません。難病は多分あるけれども申請していないのではないかなという気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。難病患者は、先ほど町長も答弁のところがありましたように、障害手帳が取得できないので制度の谷間に置かれていると言われております。それで、今回は手帳がなくても診断書を提出して福祉サービスが申請できると

いう内容になっております。

もう一度お聞きしますが、難病の方がいないはずがないと思うんですが、果たして難病と言われる定義というか、当町にそういう方何人いるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 難病に指定されているのは約130とお聞きをいたしておりますが、実態につきましては、改めて担当課長から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回、難病ということで、総合支援法に加わったのは約130疾病ございます。ですから、ただ何名いるかというのは非常にうちのほうでもつかみにくくて、その辺の人数等の把握はちょっとできておりませんが、基本的にはサービス利用をしている方がいらっしゃるということで、難病患者がいないということではないと。

県からのいわゆる今回130の疾病が認定になったわけですが、それでいわゆる障害者のサービスを受けている方はいらっしゃいますかということで県に問い合わせをしたところ、サービスを受けている方はいらっしゃらないと。ただ、難病患者は多分いると思うんですが、ちょっと実態が把握できていないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そのとおりです。いないはずはないと思うんですね。必ず、利用していない方がいるということだと思います。

今、町長、それから担当課長のおっしゃいましたように、難病患者等居宅生活支援事業は現在130疾患になっています。その方たちは、ヘルパー派遣、それから短期入所、日常生活用品の支給などがあります。今回は、その対象者だけでなく、全ての患者が使える制度になっています。これが大切だと私は思います。

それで、そこで問題になるのは、住民への周知徹底であります。利用できないというか、利用していない難病の患者さんたちは、知らないから利用できないのではないかと私はそう思っていますので、周知徹底する考え、そういうことをどのように持っていくのか、その辺をちょっともう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおり、この制度に限らず、なかなかせつかくある制度も町民の皆さんが理解できていないと、あるいは周知されていないということで、この問題以外にもそういった問題は多々ございますので、そういった周知のあり方ということについては、

今ご指摘のとおり大変重要だと思いますが、具体的に担当のほうでどういうふうな周知のあり方をどう考えているかと、その辺については答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） もともと難病等ということで、障害区分の関係で難病に指定されてあった部分、県のいわゆる自立支援で出していたものがあったんですが、それといわゆる今回130指定された分と、それが合致していない部分が大分ございます。ですから、それにつきましては、町で広報になりますか、あるいはチラシになりますか、そういったもので丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 130疾患というのは、今まで難病患者等居宅生活支援事業の中で認められた難病患者さんなんですよ。だから、先ほど私が言いましたように、それ以外の方たちもこの制度を受けられるというのが今回の趣旨なんですよ。その方たちにも周知徹底をしたほうがいいんじゃないかというのが私が今求めているところなんですけれども、私が見ましたところによりますと、そういう方たちは診断書が必要だということも言われております。しかし、本当に高い診断書料を払って、そしてそういうサービスを受けるとなると、またハードルが高くなるんですが、その辺の考え方をやっぱり町としても持っていく必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の考え方をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には、難病患者等居宅生活支援事業ということで、もともと対象に疾病が明記されていたものがございまして、今回は総合支援の対象疾病ということで、さらにまた130が加わったということになります。ですから、今言ったように、対象患者の方々はそれがわからないということがあるということは、確かに今ご指摘のあったとおりにだと思います。

それにつきましては、例えば病院あるいは医療機関の周知等も含めて、うちのほうでももちろんその辺は徹底してまいりたいと思っておりますし、ただ診断書というのはいわゆる法で多分定められて提出をしなければならないとなっていると思いますので、それにつきましては、最低限の診断書につきましてはやはり提出いただかないと、こちらで確認するすべがないということになると思いますので、その辺についてはご容赦お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そのとおりです。まだつかんでいないというお話でしたので、これは

町でしかできない事業ですので、つかむということですね。難病患者さんがどれぐらいいるかということは、やっぱり住民の方たちが手を挙げて申請するということまで行かないと思うんです、今。特に障害者については、やっぱり、それは町で把握する必要があると思いますので、やっぱり、これは周知徹底するというか、把握に力を入れてほしいと思います。

診断書については、後日またいろいろな問題が出てくると思いますので、その辺でまたやっていきたいと思います。

この総合支援法の中には、地域生活支援事業の中に市町村で行う必須事業というものが今度提出されております。それは手話奉仕員の養成研修がそれの中に含まれております。その計画を町として持っていく必要があると思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。そして、今現在の手話奉仕員が多分町にもいると思うんですが、何人いるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今の点でございますが、今回、地域生活支援事業へのいわゆる必須事業として追加になったうちの1つに、意思疎通支援を行うものの育成ということで手話奉仕員を追加したということでございますが、これにつきましては、もともと県でそういった研修等をやっております、ちょっと人数が今手元に資料がないんですが、町内に多分数名そういった方の奉仕員はいらっしゃるということは承知しております。

なお、これにつきましても研修の部分につきましては、実際にそういうニーズがどの程度あるのかも含めて調査をした後に、実際実施をするかどうかというのを検討したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いないわけではないですね、私も知っていますけれども。そういうことで、手話でいろいろやっている方もおりますので、その辺は町としてつかんでいるのかなということで今ちょっと質問しているんですが、少し後手後手じゃないかなという感想です。

やっぱり、せっかくこういうのが出てきましたので、障害者が本当に自分たちの意にまだ到達しない不十分なものであっても、そういういい面というか、そういうサービスを受けられる面が出てきているので、その辺はやっぱりしっかりと町としてつかんで、そういう方たちにもやってほしいなと思います。十分とはやっぱり言えないんですが、いると思いますので、その辺も十分につかんでほしいと思っております。

都道府県では、手話の通訳はもちろん、それから要約筆記者、それから盲・聾向け通訳・介護員の養成・研修、それから任意事業として児童発達支援センターの機能強化が出されてお

ります。特に、身近で利用できるようで重要な児童支援センターが本町にもあればいいなど私は非常に強く考えておりますので、その辺の考え方もあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ちょっと10番に申し上げますけれども、一般質問ですから、町長に対しての政策的なことを質問なさってください。担当課ですと質疑になってしまいますので。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 児童支援センター等を含めて、そういった機能をどう構築すべきかということも含めて、町としてその辺の考え方、しっかりまとめていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） せっかく第2期、第3期の障害者福祉計画が提出されておりますので、中身をやっぱり十分に精査しながら、内容を十分にまとめてというか充実したものにつくり上げて行ってほしいなというのが私の願いであります。ですので、具体的にこうやって聞いているんですが、こういうものを欲しいなと思ったり、いろいろ考えております。

それで、もう一つは、ちょっと私の希望としてというか、お話ししたいんですが、今回は精神障害者の施設の見直しもされております。入院患者の早期退院と地域移行、それから地域安定支援であります。精神障害者が安心して暮らせる医療福祉などの拡充が必要で、相談支援活動や住まい、働く場の確保など、関連施設を整えることが求められております。今回、当町でも障害者の支援事業として風の里とか、いろいろなことをやっていますけれども、そういう支援もやっぱり充実していきたいなと私は思いますので、その辺も含めてちょっと質問しているわけであります。

今回、基盤整備事業として、施設改修や施設整備と一体となった就労訓練施設整備が補助事業として、障害者及び精神障害者たちの施設整備が事業の中に盛り込まれております。これもぜひ復興計画の中で盛り込んでいただいて、障害者の施設整備をしていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご指摘の件については、町だけではなくて民間の方々を含めてさまざまなそういった活動を展開してございますので、お互い連携をとりながら、そういった施設の整備ということについては、我々としてもしっかりとサポートしていきたいと思います。ある意味主体的な部分も必要なんだろうと思いますが、その辺十分に認識をしながらやっていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この実施が、まだ今からされるものなんですけれども、その前にやっぱりここは災害、それこそ被災した地域として、被災地としての障害者の支援ということをやっぴり第一に考えていかなくちやならないんじゃないかなと私は思いますので提案しているわけです。障害者支援として、避難マニュアルとか、それから避難福祉施設、今これも2カ所あるんですが、そういうものも継続して考えていかなくちやいけないと思うんですが、避難マニュアルはもうできているのでしょうか。どう考えているのか。

それから、福祉施設は、多分、今2カ所あるんですが、これもそのうちに何らかの形で変えていかなくちやならない施設ではないかと思うんですが、その辺の考え方はどのように持っているのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 避難マニュアルにつきましては、ちょっと今年度、要援護者の台帳の整備、それから避難のマニュアルについて、そういうものを作成するというところで準備を今進めておるところでございます。ですから、もう少しお待ちをいただきたいという状況でございます。

それから、今ある施設の関係でございますけれども、今回総合ケアセンターの中には、地域支援事業としていわゆる今風の里でやっている次期支援事業は、総合ケアセンターの中に入って一緒にやっていただくということは考えております。今ちょうどその設計に当たっておりますので、それにつきましては、それに基づいて着々と進めるということでございます。

それから、今やっぴりいただいているのぞみ福祉作業所でございますが、これにつきましては、今回病院の位置とちょうどバッティングをする部分がございます、今回テニスコートの下に移設をするということで、今仮に考えております。今後の運営につきましては、その事業者とうまく連携をとりながら、その辺の支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いずれ障害者、弱い立場の方たちに、やっぱり町としてきちっとした施策方針を出していくのが障害者総合支援法だと私は思っております。今から中身をももちろん検討しながらやっていくものだとは思いますが、障害者が本当に安心して暮らせる町づくりとか、これを復興支援の中でもやっていく、充実したものをつくっていくと、そういうものを私は求めていきたいなと思っております。

町長、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うんですが、もう一度町長の意見を聞きた

いと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の答弁でもお話しさせていただきましたが、さまざまな方々がやっぱりお互いに支え合ってお互いに地域をつくっていくということがこれからの南三陸の町をつくっていく上で大変重要でございますので、その辺は意を用いながら進めてまいりたいと考えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 2件目に入りたいと思います。

仮設住宅住民の健康維持に具体的な対策は、ということで質問です。

震災から2年が過ぎて生活が安定しているように見えますが、仮設住宅での生活は多くの方がストレスを抱えております。住民の健康維持には積極的な支援対策が必要と考えますが、具体策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧議員の2件目のご質問でございますが、仮設住宅住民の健康維持に具体的な方策は、ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

震災から2年が経過いたしました。被災された多くの方々、団地内に新たなコミュニティーが築かれてはいるものの、震災前から一変した応急仮設住宅という生活環境の中で、いまだに将来に不安を抱えながら日々をお暮らしと思っております。仮設住宅での生活が長期化をいたしまして、狭隘な居住環境でのストレスが蓄積していることから、議員ご指摘のとおり、心と体の健康についての支援がまさに重要な課題となっております。

現在、町では被災者生活支援の一環といたしまして、南三陸町社会福祉協議会に委託して、被災者生活支援センター運營業務の実施をいたしております。この業務では、支援センターの各サテライトに生活支援員を配置し、仮設住宅の高齢者等を定期的に巡回訪問する見守り支援のほか、ちょこっと運動や再会サロン等の活動を行っております。特に見守り支援においては、健康上の問題を抱える方の訪問経過表を作成いたしまして、保健センター、気仙沼保健所、心のケアセンターなどの専門職に引き継ぐことによって、早期発見、早期対応の足がかりとなるよう活動に心がけているところでございます。また、町民の皆様の健康づくりの拠点として、昨年4月に仮設の保健センターを復旧し、震災前まで実施しておりました各種健診事業や健康相談事業再開をいたしておるところであります。

これに加えて保健センターでは、被災者の健康状態悪化を予防するとともに、健康不安の解

消を図るため、町内外の仮設住宅に出向いて健康教室や健康相談会を実施しているところでございます。この相談会では、心の状態から体調を崩されている方に対して、ゆっくりとお話をする時間を設けており、宮城県看護協会に委託して保健師、看護師といった専門職が対応をいたしております。さらに、震災後は仮設住宅にこもりがちとなり、高血圧、高脂血症、糖尿病等に不安を抱える方々が多くおりますことから、栄養士も家庭訪問に加わって、日常生活の習慣を見直すことで重症化しないようにお声かけの継続をいたしてございます。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者の生活機能健康調査を行うとともに、生活不活発病予防のための啓発活動や地域住民との交流活動を促進するために、グラウンドゴルフ大会などを開催しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 平成24年度に県で行った仮設住宅入居者の健康調査結果が出ていました。当町の高齢者の独居世帯は12.3%で、病気があるが治療を受けていない人が4.1%になっています。また、認知証が8.8%、朝または昼から飲酒、お酒を飲んでいるという人が1.1%にもなっているという結果が出ております。これは大きな数字ではないかと見ております。

そのほか出ていないんですが、DVなどがあるというのちょっと聞いているんですが、今差し当たり当町で本当に力を入れていかななくてはならない問題としてどういうことがあるのか、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった状況でございますので、ご案内のとおり精神的な不安、そういう問題等々含めまして、我々としてはしっかりとケアをしていく必要があると思います。ただ、我々としてなかなかつかみづらいのは、表に出にくい部分が多々ございまして、そういった分野をどう把握をするのかということについては、担当課も含めて大変苦慮をいたしてございます。

今、ご指摘ありましたように、朝からお酒を飲む方もいらっしゃいますし、DVもございまして、あるいは仮設住宅は狭いわけですので、隣の部屋の音が聞こえるということで隣人とのトラブルとか、そういった問題が多々発生しているのがございまして、そういうのをしっかりと把握をしなければいけないんですが、なかなか先ほど申しましたようにどうしても表に出にくい部分がございます、十二分にその辺を把握できているという状況にはなかなかないと思いますが、いずれその辺は意を用いながらしっかりと対応していかざるを得ないと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当にそのとおりであります。特に包括で直接かかわっている方に聞いたんですが、今認知証がふえていると。そういう深刻な問題も出ていますので、そういうことで本当に対応の仕方によっては早く見つけて対処できるとそういうこともあるのではないかなと私は思っております。

先日、内閣府から被災3県の悩み相談の実態が報告されておりました。昨年度から5,000件ふえているということです。宮城県は断トツで2,332件が報告されています。内容を見ますと、今町長がおっしゃいましたように、いずれも深刻でストレス障害などの心理的問題が一番多く、孤独、生きがいを見失ったなどの生き方の問題がその次であります。その他、家族の問題、対人関係、夫婦の問題、DVなどになっています。

先ほど申しましたように、本当にこういう深刻な実態をつかみながら、1人でも2人でも多くの支援が必要ではないかと私は思っております。今町長おっしゃいましたように、いろいろな具体的な住民への生きがいをやっているのは私も知っております。グラウンドゴルフ、それから畑を耕したり、いろいろなことをしております。しかし、特に男性のひとり暮らしの住民がなかなか地域行事に参加することがなくて、仮設の周囲の方たちは、男性のひとり暮らしという方が本当に心配だという声も寄せられております。

そこでお聞きしたいんですが、震災前はシルバー人材センターが非常に生きがいとなって高齢者の働き場として活用していたわけなんです、このシルバー人材センター、今後復活する見込みがあるのかどうか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しになりましたように、男性の方、多分大瀧議員もあちこちの集会所とか、それからお茶っこ会とか、そういうところをごらんになっておわかりだと思いますが、圧倒的に女性の方なんです。この間もちょっと私、平成の森に行って集会所にお邪魔させていただいたんですが、8割ぐらいの方が女性の方で、男性の方の姿がなかなか見えません。そういう意味では、やっぱりそういった男性の方々のひとり暮らしというのは、なかなかどうしても自分から積極的に外に出てお茶を飲みに行くとかというのは、もともと男性の方というのはそういう機会は余りなかったんだと思いますが、こういう震災でもやっぱりそういう状況が見られるという懸念を私もいたしてございます。そういった面も含めて、我々として対応していく必要があるんだろうと思います。

シルバー人材センターなんです、震災前、大変たくさんの方々に参加していただいております。

まして、大瀧議員も多分シルバー人材センターの会員だったと思いますが、そういった中で今現状として立ち上げるためには、どうしても必要なのは、そういったシルバー人材センターを立ち上げて、それにしっかりと仕事を提供できるという環境が整っているかどうかというのは、これはしっかりと把握しなきゃいけないと思ってございます。

現状として、今シルバー人材センターを立ち上げてまして、多分会員としては集まると思います。一定程度の人数は集まると思います。しかし、それにお仕事をどうやって提供する環境に今あるのかということ、もう少し我々としてその辺を検証する必要があるんだろうと思っておりますので、今立ち上げるかどうかということについては、今の段階でなかなか明確にお話をできる環境にないんですが、ただ、いずれそういうお互いに組織がある、それから仕事がある、これはもう両方がないどうにもならないわけですので、その辺を含めて、我々としてもこれから考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） シルバー人材センターの復活に期待している人たちも結構いるんですよ。そういう点で、もっと具体的に施策を、今なかなか厳しい状況もありますが、今登米市でそれに所属しながらこちら南三陸町に来て仕事をしている人たちもおりますので、その辺も含めて積極的に考えていってほしいなと思います。

それから、もう1点ですが、支援員の活動ですね。これは非常に皆さん頼りにしていますし、なかなかいい支援活動もしております。社会福祉協議会に委託してやっているということなんですが、聞くところによりますと、サテライトが統合されたり、なくなっているところもあります。そして、この支援員が果たして今後も続けていくのかどうか、継続できるのかどうかということも心配されるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 社協に委託しております被災者生活支援センターですが、立ち上げのときは130人ほどの支援員がいらっしゃったんですが、だんだんだんだん数が減りまして、今七、八十人というところで落ち着いております。ある意味、減って支援員の活動そのものが低下したのかということでは決してないと思います。今の数というのは、ある程度落ち着いてきて、このぐらいの人数でも回せるという状況だとお聞きはいたしてございます。

いずれにしても、ただ支援員の方々に上がってくるさまざまな報告というのが、ある程度少なくなって落ち着いてきたということもありますので、現状としては、そういったスタッフの中で現状の見守りといいますか支援のあり方ということについては一定程度レベルを維持

できているのかなと、そんな思いがいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今やっている事業につきましては、県の基金事業で行っております。今のところ、平成26年度までは継続するということの快諾を得ておりますが、それ以降については、今のところまだはっきりとした県からの回答はございません。

○議長（後藤清喜君） ちょっと待ってください。

ここで、暫時昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 2問目の最後であります。

いずれにしても、まだまだ先の長い仮設住宅での生活を送るようになると思います。孤独を防いで、一人一人が生きがいを持てるようにしていくことが大切でありますので、その点を含めて今後とも住民のためにいい政策をしていってほしいなと思っております。

3点目に移ります。非核平和行政に条例を、ということであります。

最近の国内外の情勢を見ると、子供たちに日本憲法の平和理念を引き継ぐことが大切であります。そのためには、非核平和条例の制定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧議員の3件目のご質問であります非核平和行政に条例を、ということについてお答えをさせていただきます。

大瀧議員からは、震災以前からこの問題につきましては幾度となくご質問をいただいているところでございます。

非核平和行政の推進につきましては、平成22年の9月定例会におきまして、議員発言により核兵器のない平和な世界を願う南三陸町宣言が決議されているところであります。また、町といたしましても、その宣言以前から町民に対する平和教育に取り組んでいるところであります。戦争のない平和の実現は国民全ての願うところであり、日本国憲法第9条に国際平和の希求と戦争放棄、武力行使放棄がうたわれるところでございます。

核兵器に関しましては、世界唯一の被爆国として、国において核戦争の悲惨さ、凶行性を発信しているところであり、国連や条約等により核兵器廃絶を訴えているところでもあります。

町といたしましても、戦争の悲惨さを忘れることがないよう後世に伝える必要性はこれまでと変わるものではないと考えております。条例制定にとらわれず、我が国が過去に経験した悲惨な戦争の歴史を未来への教訓とし、風化させることのないよう取り組むことは戦争犠牲者に報いる使命であり、世界平和は全国民の希求することであるとと考えております。

つきましては、これまでの答弁を繰り返すようではありますが、当町においてこれまで行っている平和教育と戦争の悲惨さや平和享受への感謝の心の啓発を継続することが肝要であると考えており、非核平和条例制定が当町に必須あるいは不可欠なものであるとは思料いたしてございません。今後も平和教育を推進し、機を捉えて戦争の悲惨さ、核戦争の恐ろしさを伝える事業を展開してまいりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、町長おっしゃいましたように、先日、私も平成21年度の書類を見ていましたら、議員の発議で非核平和自治体宣言が採択されたと書類を見つけました。それで、平成22年度には、この町でも非核平和宣言の垂れ幕を庁舎に掲げておりました。

しかし、残念なことにこの災害で、もうそれもなくなりまして、この宣言は生きていますと私は考えるのですが、そのまま生きて垂れ幕をまた庁舎にやる必要があると思うんですが、その辺の考え方を町長、よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 宣言そのものは、従前同様生きていますと認識をいたしてございます。垂れ幕等については、この辺の役場の庁舎の状況は今1枚垂れ幕つくっておりますが、今後その辺の動向を踏まえながら町としても考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 宣言は生きていますと。垂れ幕は考えていくということで受け取ってよろしいでしょうか。ぜひ、これは早急にやってほしいなと思っております。

ことしも核兵器廃絶を世界に呼びかける高校生の人権大使20人ほどの結団式が先日報道されておりました。ことしは、東日本大震災の被災地から、岩手、福島から4人の高校生がスイス、ジュネーブの国連本部での核廃絶の訴えのスピーチをするということが報道されておりました。福島の高校生代表は、放射能の恐ろしさを世界中に伝えたい、そして浪江に早く帰って普通の生活がしたいと訴えると言っていました。本当に切実な声だと思います。今回の

福島原発で、福島の子供たちの甲状腺がんが12人見つかったと聞いております。大変心痛む問題であります。一刻も早く核兵器、核廃絶が実現することを願わずにはられません。

私たち大人には、次の世代に世界の宝である憲法9条、今町長もおっしゃいましたように、これを守り核のない平和な日本を引き継ぐ使命があると考えております。世界から核兵器廃絶、原水爆禁止の大きな流れが年々広がっています。2010年には、8月の広島大会には国連の事務総長が参加しています。

気仙沼市では、条例のもとに、毎年広島の前水爆禁止大会に中学生、高校生を参加させています。また、核実験を行った国には、その都度抗議の電報を打っています。条例があることによって、これが実現しているのです。条例を制定しているところが少ないと言われてますが、この町でもぜひ条例をつくって、先進町にしてほしいなと思っております。

また、町長もご存じのように、宮城県では元首長さんたちが9条の会を立ち上げて、これも随分広がっております。本当に、平和の推進に頑張っている首長さんたちもおりますので、これは私も宮城の誇りだと思いますので、町長もぜひこれに参加してほしいなと思っております。我が町でも条例を制定して、平和な町を本当に全世界に発信することこそ大切だと思いますが、もう一度町長の答弁をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 条例化の関係でございますが、日本全国1,600ほどの自治体があるわけでございますが、当方でちょっと調べさせていただきましたが、条例化しているのは全国1,600のうち14ぐらいの市区町だけでございます。

これは、私は翻ってどういうことかといいますと、やはり現実問題、条例は私も読ませていただきましたが、ほぼ理念型の条例でございます。実行をどうするかということにでも、ある意味理念というのが大変位置づけとして大きいわけでございますが、ではなぜ条例化しないのかということについては、この条例があるかないかにかかわらず、平和というものをいかに希求をするかということを進めていくということのほうが私は重要だと認識をいたしてございます。

随分前の議会でもちょっと答弁させていただきましたが、今気仙沼で派遣するというお話がありました。前にも私、答弁してございますが、例えば広島の前爆記念日等々に含めて、当町の子供たちを何人か派遣をすると。そして、核の、原爆の実態をじかに目で見ってもらうという機会を与えるとか、そういうことで我々としても取り組んでいくことはできますので、子供たちにもしっかりとそういった教育をしながら、この町の平和・安全、日本の平和と安

全をしっかりと訴えていく。それが大事だろうという認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、町長から具体的な実行のお話をされました。私、大変貴重な答弁だと思っております。

2010年の12月定例会で、私この問題も取り上げております。そのとき町長は、今おっしゃったように、平和行政推進は条例制定に固執することなく平和意識の普及や平和教育を具体的に進めると答弁しています。その具体的に進めるところが、残念ながら今まで何もなかったと、私はそのように認識しております。

そういうことで、今具体例をちょっと挙げましたけれども、この具体的にやっぱり平和行政、平和教育をしていくということこそ大切だと思いますので、それにはやっぱり私は条例が占める割合、占める力というか、そういうのが必要なのかなとそういうふうに思いながら、今回で3回目なんですけど取り上げております。そういう点で平和意識を後退させる、何もなければ何も出てこないんですよ。何もなければ何も出てこないということは、やっぱりきちっと条例を制定して、その中でやっぱり実現していくと、実行していくという姿勢が大切だと思うんですが、町長、もう一度その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 条例の制定につきましては、先ほど来、お話ししているところでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。

問題は、どのように平和教育を進めていくかということに軸足を移すということのほうが、私は実態のある平和教育につながっていくと思っておりますので、先ほど実は震災前にこの質問があった際に、その後に我々執行部でも子供たちに具体的にどう教育といいますか、そういった実地に見てもらおうということを検討しようじゃないかと議論した経緯がございまして、あえて今この場所でまた改めてお話をさせていただくんですが、そういう形の中で子供たちにしっかりと原爆の怖さ、平和の尊さを教えていくということが大変重要だろうと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 震災前にそういう実行に向けての話し合いまでしているんだという町長の今の答弁ですが、これはやっぱり実行していくことこそが大切だと私は思います。子供たちに平和をどうやって伝えていくか、今本当にきな臭い状況も出てきておりますので、ぜひこれを実現してほしいなと思っております。

町長の高い判断というか、そういうものをやっぱり条例がないとなかなかそういうところに特化していかないというか、そういうものが出てきますので、私はあえて何回もしつこく条例について言っているわけでありまして。ぜひ、子供たちに平和を伝えるということでは、町の使命として大変大切だと思っておりますので、その精神を忘れないで実行してほしいなと思っております。以上で終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、大瀧りう子君の一般質問を終わります。

次に、通告2番星 喜美男君。質問件名、消費税率改正について。以上1件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇、発言を許します。7番星 喜美男君。

〔7番 星 喜美男君 登壇〕

○7番（星 喜美男君） 7番星です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

消費税率の改正について、町長に伺います。

2012年8月10日、民主党、自民党、公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が、通常国会において可決、成立し公布されました。改正法は、一定の条件つきで消費税率について2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げることとしています。ただし、引き上げの最終判断は、そのときの政権が経済状況を勘案した上で引き上げ停止も含め措置を講ずるとされており、その判断はこの秋10月ごろまでにすることとしています。だが、それに伴いまして、消費税還元セール禁止の特別措置法案が可決されるなど、国は引き上げに向けた準備を着々と進めています。

近年の我が国の財政状況などを鑑みたとき、あの東日本大震災さえなかったならば、消費税増税もこれはやむを得ないことだろうと思うところがあります。しかし、被災地では、今あの未曾有の被害から必死に立ち上がろうとしています。ようやく高台移転も方向が決まり、早い地区では既に造成が始まっていますし、遅くとも年内にはほとんどの高台の造成が始まります。いよいよ住宅の再建が本格的に歩み出そうとしているこの時期の消費税の引き上げは、被災地にとっては足かせ以外の何物でもないものと思います。

人生の中で、あるいは一家庭で最大の財政支出を、出費を必要とするのが住宅を取得することだろうと思います。それは生涯に一度あるかないかの大事業であります。しかし、それが被災によって住みかを失い、余儀なくついの住みかを得ようとしている被災民に対しても、容赦なく消費増税を行おうということは非常に酷なことであり、住宅の再建を断念する人も出てくるものと危惧されます。

今、被災地では消費税の引き上げ前に住宅の再建を望んでいる被災民が多数います。しかし、

なかなか進まない高台移転に強い不安と焦りを感じています。国は、被災地に対する消費税の特例措置をどう行おうとしているのか既に検討に入ってもいい時期であると思いますが、その検討がなされているのかも被災地には全然伝わってきません。

町長は、被災町のトップとして住宅の再建、生活の再建に対する特例措置を国に訴え、早い時期に一定の方向を示すよう強く求めるべきと思いますが、町長は消費税率引き上げについてどのような考えをお持ちなのかを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星議員のご質問、消費税率改正についてお答えをさせていただきます。

まず、税制改正についてであります。昨年8月、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布により、消費税法の一部が改正されたことは、今議員がお話しされたとおりでございます。

その概要は、まず平成26年4月から地方消費税を含め8%、平成27年10月からは10%と二段階で引き上げるとされており、その収入は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策に要する経費に限定し、充当するとされてございます。現行の消費税は、税率5%のうち国分が4%、地方消費税分が1%となっており、国分の一部が地方交付税原資として、また地方消費税分はその一部が地方消費税交付金として市町村にも配分をされております。

さて、ご質問に関してでございますが、まず消費税に係る収入が社会保障全般に係る経費に充てられているということ。また、その一部が市町村に配分され、間接的には町民の福祉の向上のための財源となっている部分については、ご理解をいただきたいと思います。

被災者に対する税制上の特例措置に関しましては、4月の臨時議会において地方税条例の改正に係るご説明の際に触れさせていただきましたが、消費税引き上げに伴う対応として住宅の取得について、その取引価格が高額であることなどから、一時の税負担増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税及び住民税の住宅ローン等控除の拡充が図られており、加えて東日本大震災の被災者のつきましては、その控除の率が引き上げられる措置が講じられております。被災者にとって税負担が増加するということには、それぞれの生活を圧迫することにほかならず、国でも低所得者層に対する給付措置や軽減税率導入等が検討されており、また経済状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率の引き上げの前に経済状況を総合的に勘案した上で引き上げの停止を含め検討するとされているところであります。

す。

被災地では、消費税引き上げと時を同じくして、防災集団移転促進事業による高台造成地において住宅再建が本格化してくるわけでありますが、多くの被災者にはこの引き上げの影響を受けることになり、被災者の不安や焦りはまさに議員ご指摘のとおりだと思います。

町では昨年、復興に向け共通の課題を有する石巻市や気仙沼市など当町を含む沿岸5市町により、宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議を立ち上げ、県知事とともに当時の復興大臣及び財務大臣へ要望活動を既に行っており、この場においても消費税の問題を取り上げ、被災者支援について要望させていただいたところでございます。

現在、消費税増税後の住宅再建に係る負担軽減策として、増税分の減税ではなく、交付金として個人に還付する方法等が検討されているということであり、この動向を注視しながら、被災者支援に直結するような、より具体的な施策を実現のものとさせるよう、この被災市町連携会議等を通じて積極的に働きをかけていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 基本的なことを町長に伺いたいと思いますが、まず2014年4月の8%の引き上げがあるとお考えでしょうか、ないとお考えでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご判断は政府当局であります。経済状況を勘案してということでございますので、今現在の経済状況がどのように推移をしていくかというのが非常に重要なんだろうと、その辺で政府としてどういう判断を下されるかということになるかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 先日、内閣府が発表した1月から3月期の国内総生産GDPですが、実質が前期比で1%の増で、このペースが1年間続くと仮定した場合の年率換算では、4.1%の増になると上方修正がされております。我々は余り実感はないのですが、アベノミクス効果、最近ちょっと陰りも見えるようですが、ということで引き上げは間違いなく行われるのかなという感じがいたしております。

先ほど、町長はさまざまな軽減措置であったり、お話がありましたが、還付ですか、そういったこともちょっとうわさでは聞いておりますが、全然こう被災地といいますか国民にとっては、それがどこまでが確実なのかといったものが全然伝わってこない部分があります。単に、住宅を再建、生活を再建するということは、建築物が建ったからそれで生活できるかと

ということではありませんで、そこに入る家財道具であったり家具であったり、いろいろなものがございますし、まず何よりも大変なのが建築資材が高騰するだろうと、消費税分ですが、そういった部分も考えられまして非常に危惧されるところでありまして、そういったものに対する支援というものが果たしてどこまでできるのか。その辺に対する考え方というものをちょっと町長に伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段のお話をさせていただきますが、消費税の増税の問題が起き上がったときに、町として、さっき大規模被災地5市町でとお話ししましたが、そのしばらく前になるんですが、復興庁と含めまして、うちの町にお出でになった際に、被災地の消費税をどう考えるんだということで、ちょっとお話をさせていただきました。

当時は、例えば被災地の軽減税率というのを考えられないかとか、そんないろいろなお話をしたんですが、基本的に、その後に税制の詳しい方々にもいろいろとお話をさせていただきましたが、軽減税率はまず無理だろうというお話。これは抜本的に考えてもまず無理だということです。したがって、ある意味考えられるのは現金給付といいますか、そういう形でないと、なかなか被災地の皆さんを支援あるいは救えるという方法はないだろうというお話もいただいております。

昨今の新聞報道等でございますように、税率等については8%あるいは10%ということに、ある意味じきに決定するかもしれませんが、そのほかに、そうではなくてやっぱり現金給付をどういう形で行うかということの見当が行われているとはお聞きをいたしていますし、一部新聞報道等にもこの辺は載っておりますので、いずれこれがどう詰まっていくのか、詰めていくのかということについては、これからも我々としては注視をしていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 国は、経過措置というものも発表しておるんですが、内容を見ますと非常に何か一般的な税率の引き上げが行われるであろうといったような内容の経過措置でありまして、逆に、これを利用して業者が非常に悪質なのかなという感じがして、9月までに契約をすれば消費税が5%で済むよということで営業に歩いて回っているという、非常にそういった話も聞かれておりまして、危険だなという感じがいたしておるんですが、経過措置というものも上手に使えば、建築という部分だけになるかと思うんですが、有効なのかなという感じがするんです。その辺はどのようなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住宅に限ってお話をさせていただきますと、基本的には平成25年はことしです。9月中に契約をすれば、現行の消費税率でやれるということになります。しかしながら、それがちゃんと土地も決まって、そしてそういったもろもろの環境が整うということが大前提だと思いますが、そういう状況で推移している。

ただ、先ほどお話ししましたが、住宅の現金購入に給付金といいますか、交付をするという流れについては、一応今月中に給付対象者の年収あるいは具体的な給付額、そういった制限を詰めていくという政府の方針もあるようでございますので、多分そう遅くない時期にそういった被災者の方々に対する支援の方向というのはある程度見えてくるのかなと、そんな感じがいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） いろいろな支援の方法はあると思うんですが、いわゆる国の議論が全然伝わってこないんですね。それが被災者の焦りにつながっているといいですか、こういった先ほど言った経過措置にしましても、9月までに契約をするにしてもまだ土地も決まっていけないのに契約ができないといったことで、非常にそれが焦りを助長している。そういったことでありまして、やはり国もしっかりと議論をしている姿を国民に示す、見えるような形で議論をされるべきであろうと、そのように思っております。

いずれ、国の税率に関する質問でなかなか町長にどこまで質問できるかと、非常に難しさがあるんですが、やはり被災町の代表として、もちろんこれは先ほど話がありました、5市町村の東部沿岸なんとかという団体もそうですが、やはりこれは被災3県であったり、もっと規模を拡大した中でそういった連携をとりながら、しっかりと国に働きかけていくべきだろうと思うんですが、そういったことに関する考え方はどのようなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるように、一自治体でやるよりも5市町のほうがいだろうというお話をさせていただきましたが、基本的にはある意味被災を受けた沿岸全てがそういう状況でございますので、皆さんが力を合わせて、そういった国に対してお話をさせていただくというのは、大変力は出てくるだろうと思います。

ただ、いずれにしましても、今やっぱりお話ししましたように、被災された町民の皆さん、不安とそして焦りの中にいらっしゃいます。そういった中で、この税制がどういう方向になっていくのかということについて、議論も含めてそうなんです、内容がどう議論されてい

るのか、内容がちゃんと示されると。それがあると、やっぱり被災して家を建てなきゃいけないと思っている方々にとっては、ある意味その方々にとっても方向性としてこうなのか、という安心感が生まれてくると思いますので、いずれ我々としても町として、あるいは被災した自治体、皆さん方と力を合わせながら、この問題について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 今の町長の答弁で全てが分かるのかなという感じがいたしております。やはり、ずっとこれまでも言われてきておりますように、なかなか復旧・復興がおくれておる、さらには高台移転が進まないといった焦りと、さらに消費税が非常に来年の4月から引き上げになるという、そういったものが重なり合って、非常に今被災民は強い不安の中にいると思いますので、やはり例えば現金支給にしても、できるだけ早い時期に一定の方向を出して示してほしいといったことを、強く被災町のトップとして、さらには被災地が連携をとってしっかりとした国に働きかけをしてほしいと思うし、強く望んで終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、星 喜美男君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後1時39分 延会